

課外活動について

【ご意見・ご要望】

別添参照。

【回答】（回答日：2020年9月29日）

（回答者：教育推進・学生支援部厚生課）

いただいたご要望については、今後のコロナ対策の検討の際の参考とさせていただきます。現在の規制が学生諸君には大きな負担となっていることは十分承知しておりますが、感染拡大防止のため、ご理解、ご協力をいただきますようお願い致します。

【No. 1】（投稿日：2020年9月18日）

学部1回生の者です。10月1日に活動制限レベルが1になった場合、課外活動に対する制限が緩和されるとの通知がなされましたが、新入生勧誘活動を全面的に禁じている点について納得が出来ません。不特定多数が密集する状況は昨今の情勢からして安全なものでは無く、大学側も私たちの健康面を考慮してこのような制限をしていることは重々承知しております。しかしながら体育会の仮入部で人数を制限するなど、一定の対策を取れば安全な新歓活動も出来るように感じられます。今後課外活動が再開していく中で、1回生が所属するコミュニティを選べないというのはあまりにも酷なことだと思います。今後の学生生活にも不安を感じざるを得ません。どうか、柔軟な対応をお願いします。

【No. 2】（投稿日：2020年9月18日）

本日更新された感染拡大予防マニュアルについての要望です。

当マニュアルでは「活動時間は原則として1日あたり3時間以内」とありますが、これは「1団体あたり1日3時間以内」という意味だと認識しております。（間違っていたらすみません）

これを、「1人あたり1日3時間まで」に変更していただきたいです。

授業期間中においては、多くの団体は、全員で同じ時間に活動するのではなく、空きコマが被っている部員同士で集まって活動しているものと思われます。

部員ごとに授業時間が違うことを考えると、1団体あたり3時間という規制を敷かれると、一人当たりの平日の活動可能時間はかなり制限されてしまいます。

一方、1人あたり3時間までとしても、一度に集まる人数に規制を敷いておけば感染拡大のリスクが増加する事はなく、また、そうすることによって同時に活動する者の人数が減り、感染リスクは低下するものと思います。

これらのことから、「1日3時間まで」の規制は、個人単位で課せられるものとしていただきたいです。

【No. 3】（投稿日：2020年9月21日）

課外活動の際に提出が求められている活動計画書についての意見です。

現在の形式では、先1ヵ月分の活動について、活動時間や参加メンバーを提出しなくてはなりません。

たしかに、感染拡大防止のために活動実態の把握は不可欠ですし、この様な方法を取れば把握に漏れが出ることはないでしょう。

しかし、「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン」がレベル1に下げられたにも関わらず、集まりたい時に集まれない、自主練習が自由にできない、というのはかなり不自由であり、過剰規制である様に感じます。

また、活動実態の把握はこの様な方法を取らなくても、毎日の活動を部内で記録し、1ヵ月分の事後報告の様な形でも十分可能ですし、計画の変更があった場合に、毎回事前に報告するよりは遥かに機動性があります。(部全体として動くもの、京大外での活動のみ事前報告を要する。などでも良いかと思えます。)

団体内の共同飲食を禁止し(本マニュアルではこの部分について触れていませんが)、使用器具、施設の消毒を徹底すれば、課外活動でクラスターが発生することはほとんど考えられません。それ以上の規制を敷く必要はないかと思えます。

ご検討よろしく申し上げます。